

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市立公民館の利用許可の取消し
根拠条例・規則名		さいたま市公民館条例
条 項		第 1 2 条、第 2 1 条
所 管 部 課		教育委員会事務局 生涯学習総合センター (電話：048-643-5651)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>【利用許可の取消し基準】</p> <p>下記の要件に該当すると認めるときは、利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 条例又は条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。</p> <p>(4) その他委員会が必要と認めるとき。</p>
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		